

## 夢洲まちづくり推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 大阪市関係部局が横断的に、大阪府と連携しながら、夢洲まちづくりを推進するため、夢洲まちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 夢洲まちづくりの推進に関すること
- (2) 夢洲まちづくりの連絡調整に関すること
- (3) その他夢洲まちづくりを推進するために必要な事項に関すること

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、大阪市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、大阪府副知事及び大阪市副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会議)

第4条 本部長は、推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理し、又は本部長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に対し、推進本部の会議への出席を求めることができる。
- 4 本部長は、夢洲まちづくりの推進について、学識経験を有する者その他の者の意見を聴くことができる。

## (庶務)

第5条 推進本部の庶務は、都市計画局において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年2月 日から施行する。

別表

大阪府住宅まちづくり部長、大阪府・大阪市 I R 推進局長、大阪府・大阪市大阪港湾局長、  
大阪市都市交通局長、大阪市経済戦略局長、大阪市都市計画局長、大阪市環境局長、大阪  
市建設局長